

早島町高齢者等つどい事業支援金の手引き

令和3年7月 改正

1. 支援金の目的

高齢者等つどい事業を実施する団体に対し、地域での介護予防活動を通じて、高齢者の生きがいを高め、孤立感や閉じこもりの解消につなげるとともに、高齢者の心身機能の低下を予防することを目的に交付します。

“高齢者等つどい事業”とは町民が主体となり、65歳以上の高齢者を主な対象として、概ね週1回以上行われる介護予防を目的とした地域の交流を図る活動をいいます。

2. 支援金の交付となる対象活動団体（以下のすべての要件を満たす団体）

- ① 町内在住の65歳以上の高齢者が5人以上参加していること
- ② 概ね週1回または月4回以上、介護予防を目的とした百歳体操またはそれに準ずる筋力向上等に繋がる体操を実施していること
- ③ 近隣住民の理解を得ており、高齢者同士または世代を超えた地域住民の交流活動を行う団体であること
- ④ 地域において、つどい事業等を自主的に運営する非営利の団体であること
- ⑤ 町内に活動拠点があり、参加を希望する地域住民が誰でも参加できること

*自主グループですが、参加を希望する方はどなたでも参加可能な体制としてください。

*体力測定の実施は各団体の任意です。希望する団体は申し出てください。

3. 活動場所と時間

- ① 地域の集会所や公共施設、個人宅など、住民同士が気軽に集まれる場所で実施すること（活動場所は町内に限ります。）
- ② 活動時間は概ね60分以上（準備・片付けの時間含め）とし、運動と歓談などの時間を設けること（参加者のニーズ等を配慮して変更することも可能です。）

4. 支援金の金額

- ①活動初年度：上限3万円
- ②翌年度以降：前年度の早島町民の参加実績に応じて、下記表のとおり

	平均参加人数（前年度実績）	支援金の申請限度額
1	9人以下	2万円
2	10人～20人	3万円
3	21人以上	4万円

*実施しない月があった場合については、月額に換算して交付します。

（ただし、災害、感染症の蔓延等、活動することにより健康を阻害する恐れがある場合を除く）

5. 支援金の用途

つどい事業を実施するために必要な消耗品費や交流活動の際の食料費、会場使用料、講師謝礼など。(活動計画の範囲内に限る)

6. 支援金交付の流れ

(1) 交付申請

年度ごとに以下の申請書類を申請

- ① 早島町高齢者等つどい事業支援金交付申請書(様式第1号) …参照 P6.7
- ② 早島町高齢者等つどい事業参加者名簿(様式第2号) …参照 P8

↓

(2) 交付決定

町で申請書類等を精査し、交付の可否を決定して通知します。

↓

(3) 支援金の請求

交付決定された場合は、請求書により請求し、支援金が振り込まれます。

- ③ 早島町高齢者等つどい事業支援金交付請求書(様式第4号) …参照 P9

*支援金受取は、金融機関の口座への振り込みとなります。
事前に振込先口座を準備の上、請求書に口座を記入してください。
口座名義例 「〇〇クラブ 代表者 〇〇〇〇」

支援金の交付を受けた団体は、活動完了日もしくは年度の終了日から **30日以内**に、以下の書類を提出してください。**残金がある場合は、現金にて残金を返還してください。**

【報告書類】

- ① 早島町高齢者等つどい事業活動報告書(様式第5号) …参照 P10
- ② グループ出席簿(任意の様式可) …参照 P11
- ③ 収支報告書(領収書・レシートの**原本**を添付) …参照 P13.14

*控えが必要な場合は、申請書や報告書等は**提出前に各団体で複写し、保管してください。**

9. 支援金の返還について

支援金の交付を受けた団体が、次のいずれかに該当するときは、支援金の全部又は一部を返還することになります。

- ① その時に交付した支援金のうち、残金があるとき
- ② 支援金を他の用途に使用していた場合
- ③ 支援金の対象となる要件から外れた場合や違反した場合
- ④ 偽りその他不正の手段により、支援金の交付を受けたとき
- ⑤ 実施しない月があったとき

つどい支援金 Q&A



Q1：支援金は、どのようなことに使えますか？

A：つどい事業を実施するために必要な消耗品費や交流活動の際の食料費、会場使用料、講師謝礼などに使用できます。（活動計画の範囲内に限る）

Q2：体操後に茶話会をするのに、支援金を使ってもいいですか？

A：茶話会時の食料費として使うことはできます。しかし、活動日以外での使用や外食等には使用できませんのでご注意ください。

Q3：祝日や年末年始の関係で実施できない週があるのですが…。

A：支援金の交付要件は、概ね週1回以上または月4回以上の実施することとなっています。しかし、災害や感染症の蔓延、健康を害する恐れがあることにより活動できない場合は除きます。その際は、必ず早島町地域包括支援センターまでご連絡ください。活動報告書にも活動できなかった事由を記載してください。

Q4：参加者は元気な高齢者だけですか？

A：参加者に条件はありません。体操に参加できる方であれば、どなたでも参加可能です。ただし、支援金の交付対象団体には、65歳以上の町民が5人以上参加している必要があります。

Q5：仲良しグループで活動したいのですが、他の人の受け入れをしないと いけませんか？

A：地域での介護予防を目的としているので、参加を希望する方がいれば、誰でも参加できるようにしてください。ただし、会場の関係で受け入れが難しい場合など、特別な事情がある場合はご相談ください。

Q6：支援金の手続きがよく分からないのですが・・・。

A：記入方法などご不明な点があれば、早島町地域包括支援センターまでご相談ください。

Q7：提出書類に記入ミスがあります。修正ペン等で消してもいいですか？

A：訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。修正ペン等の使用はしないでください。

Q8：支援金が余った場合は、どうすればいいですか？

A：収支報告書を提出する際に、残金は現金で返還してください。

Q9：領収書やレシートは必ず必要ですか？

A：目的に沿って、使用されているか確認するために提出が必要です。

原本を紛失しないよう大切に保管しておいてください。紛失された場合は、支援金の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q10：参加者から参加費等を集めた方がいいですか？

A：活動内容に応じて、参加費については各団体でご検討ください。

Q11：傷害保険に加入した方がいいですか？

A：自主的な活動のため、保険の加入は任意です。

※加入を検討される場合は、早島町生涯学習課（ゆるびの舎）に体操等に取り組む団体が加入できるパンフレットがありますので、お尋ねください。

Q12：年度途中で活動場所や日にちが変わったのですが・・・。

A：開催日時や回数、場所など変更があった場合には、早島町地域包括支援センターまでご連絡ください。

支援金を適切に活用して頂けるよう、ご協力をお願いします。
ご不明なことがあれば、早島町地域包括支援センターまでご相談ください。



【問い合わせ】

早島町地域包括支援センター

電話 086-482-2432

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

早島町長 様

住所又は所在地 早島町前潟 360-1
 団体名 早島ころばん塾
 代表者名 早島 太郎 ⑩

早島町高齢者等つどい事業支援金交付申請書

早島町高齢者等つどい事業支援金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

名 称	早島町高齢者等つどい事業支援金
活動期間	○ 年 ○ 月 ○ 日～ △ 年 △ 月 △
交付申請額	○○○○○ 円

*活動初年度は3万円上限

*前年度の平均参加人数 9人以下：2万円、10人～20人：3万円、21人以上：4万円

<申請団体>

団体名	早島ころばん塾 設立（事業開始）日 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
ふりがな	はやしま たろう	TEL 086-482-○○○○
代表者氏名	早島 太郎	FAX
住所	〒701-0303 早島町前潟○○	
連絡責任者	ふりがな	TEL
	氏名	FAX
	住所	〒 ※上記代表者と連絡先が異なる場合に記入

<活動計画>

活動 予 定	1.開催場所	早島中央公民館
	2.開催日時	毎週 月 曜日 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分 毎週 曜日 時 分 ~ 時 分
	3.名簿数 (町内在住者)	65 歳以上 人 65 歳以下 人
	4.参加費等	月額 1 回 100 円 ※イベント等除く

添付書類

- 早島町高齢者等つどい事業参加者名簿

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

早島町長 様

住所又は所在地 早島町前潟 360-1
 団体名 早島ころばん塾
 代表者名 早島 太郎 印

早島町高齢者等つどい事業支援金交付請求書

年 月 日付で決定のあった早島町高齢者等つどい事業支援金について、早島町高齢者等つどい事業支援金交付要綱第11条の規定により、下記の通り請求します。

記

交付請求額	金	〇〇〇〇〇	円
-------	---	-------	---

<振込先>

金融機関名	〇〇		銀行・信用金庫 信用組合・農協						
支店名	〇〇		本店・支店・出張所						
預金の種類	1 普通	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	2 当座								
フリガナ	ハヤシマコロバンジユク ダイヒョウ ハヤシマタロウ								
口座名義人	早島ころばん塾 代表 早島 太郎								

早島町高齢者等つどい事業活動報告書

団体名	早島ころばん塾	年間活動回数	40 回
実参加者数	15 人	新規参加者	有 ・ 無

月	活動日	実施回数	延べ参加人数	活動内容
4月	4日、11日、18日、25日	4	40	百歳体操、茶話会
5月	6日、13日、20日、27日	4	45	百歳体操、茶話会、歌
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

添付書類

出席簿（任意の様式も可）体力測定記録収支報告書（レシート添付）

記入例

②

(早島ころばん塾)

グループ出席簿

NO.	氏名	4/4	4/11	4/18	4/25	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	早島 太郎	○	○		○										
2	早島 花子	○		○											
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

令和3 年度 収 支 報 告 書

グループ名: 早島ころばん塾

月	日	摘要	支出金額
6	12	6月15日分 茶話会費(飲み物・お菓子等)	3,500
7	8	7月10日分 茶話会代(飲み物・お菓子等)	2,000
8	21	8月21日分 会場費	500
9	18	9月18日分 茶話会(お弁当・飲み物)	15,000
10	23	10月3日分 茶話会費(飲み物・お菓子等)	3,400
11	27	11月27日 茶話会代(お弁当・飲み物)	2,500
早島町高齢者等支援金(A)			支出合計(B)
30,000			26,900

残金(A)－(B):	3,100
-------------------	--

※レシート・領収書等の原本を添付してください。

領収書やレシートについて

記入例

領収書やレシートの原本がない場合は、支援金の交付対象とはなりませんので、ご注意ください。他の購入品とつどい事業の購入品は分けてレシートをもらってください。

領収書

〇〇〇ころばん塾 様

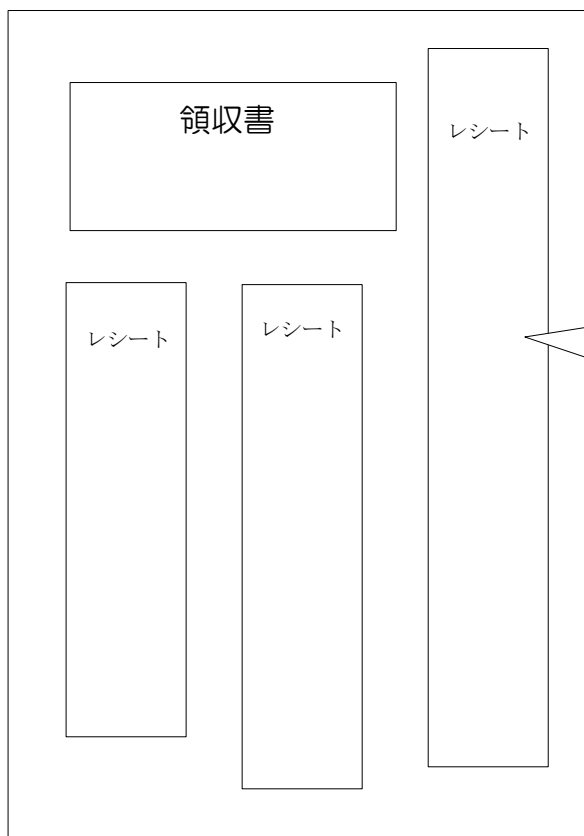
●●●●円

但 ▲月分講師料として
上記のとおり領収しました
令和▲年▲月▲日

早島 花子 (印)

※講師料の一部をつどい支援金で支払った場合は、その一部の金額分の領収書を添付してください。

※ 領収書等の貼り方について



必ず原本を添付してください。
紛失した場合は、支援金の交付対象外となりますので、ご注意ください。

